産業廃棄物収集運搬及び処分業務契約書(案)

委託業務名 産業廃棄物収集運搬及び処分業務

契約単価 1㎡当たり 円 (廃プラスチック類処理)

1 m³当たり 円 (金属くず処理)

1台当たり 円(4tトラックによる収集運搬)

(消費税及び地方消費税を含まない額とする。)

履行期間 令和6年 月 日から令和7年1月31日まで

収集場所 日本通運株式会社 福島中央1号倉庫(福島市西中央3丁目74番1号)

契約保証金

排出事業者 福島県 (以下「甲」という。)と、収集運搬及び処分業者_____ (以下「乙」という。)は、甲の事業場から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

(総則)

- 第1条 乙は、上記収集場所から排出する産業廃棄物を廃棄物の処理清掃に関する法律、その他関係法令の規定及び別添委託仕様書を遵守し、運搬及び処分の業務(以下「業務」という。)を実施しなければならない。
- 2 前項の産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条に定めるものとする。
- 3 乙は、前項に定める廃棄物以外のものの処理を拒むことができる。

(委託内容)

第2条

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

◎収集・運搬に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市:許可の有効期限:許可証のとおり事業の範囲:許可証のとおり許可の条件:許可証のとおり

許可番号:第号

◎処分に関する事業範囲

37	70
1 1/4 :	
UIE,	クロノ

許	可都道	道 府	県:					
許	可の有	効 期	限:					
事	業の	区	分:					
産	業廃棄物	の種	類:					
許	可の	条	件:					
許	可	番	号:	第		号		

2. (処分の場所、方法及び施設の処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

 事業場の名称:

 所在地:

 処分の方法:
 中間処理()

 施設の処理能力:
 許可証記載のとおり

3. (中間処理後の産業廃棄物の最終処分方法)

甲が乙に委託した産業廃棄物の中間処理後の産業廃棄物の最終処分は、以下の処分場 (予定)で最終処分するものとする。

番号	事業所の名称	所	在	地	処分方法	施設の処理能力

- 4. (収集・運搬過程における積替保管)
- (1) 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替を行わない。

(適正処理に必要な情報の提供)

- 第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめるに提供するほか、適宜又は乙の要求に応じ収集・運搬を委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報を乙に提供する。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
 - オ 混合等により生ずる支障
 - カ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - キ その他注意事項
- 2 甲は、委託期間中、適正な処理及び事故並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃

棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及 び程度の情報を通知する。

3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載すること とし、虚偽又は記載洩れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止し、マニフェス トの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

(甲乙の責任範囲)

- 第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失が ない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を他人に委託しない。 ただし、契約期間中に、収集運搬業務又は処分業務を他人に委託する必要が生じた場合は、 乙は、書面による甲の承諾を得て、法令の定める再委託基準に従い収集運搬業務又は処分 業務を再委託することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするを問わず、 譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は業務を一括して他人に委任してはならない。

(業務報告)

第7条 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集運搬業務については、マニフェストB2票、処分業務についてはマニフェストD・E票で代えることができる。

(業務の一時停止)

第8条 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

(契約金額の支払)

- 第9条 乙は、業務内容について、第7条の確認の結果適正であるとされたときには、請求 書を甲に提出するものとする。
- 2 請求金額は、契約単価に数量を乗じて得た額の合計(円未満切捨て)に100分の11 0を乗じて得た額(円未満切捨て)とする。
- 3 甲は、乙の請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(遅延利息)

第 10 条 甲は、正当な理由なく前条第 3 項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて当該未払代金に対し年 2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を支払うものとする。

(内容の変更)

第11条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。

(損害賠償)

第12条 業務の実施に当たり生じた損害については、乙が賠償するものとする。ただし、甲 の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(契約の解除)

- 第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除 し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させること ができる。
- (1) 乙が本契約の内容に違反したとき。
- (2) 乙が、履行期限内に業務を完了しないとき、又は履行期限内に完了の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙が暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。) 又は暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。) が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者 (福島県暴力団排除条例施行規則 (平成23年福島県公安委員会規則第5号) 第4条各号に該当する者) に契約代金債権を譲渡したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙 が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その

他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約 その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して 当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、 当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。
- 3 甲は、第1項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し30日前までに書面で解除の通知をした上で契約を解除することができる。
- 4 乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得て、この契約を解除することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は 契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲 に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。
- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号) の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第

154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

(談合その他不正行為による損害賠償)

- 第15条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治 40 年法 律第 45 号) 第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(代表者変更の届出)

第16条 乙は、代表者の名義を変更したときは、遅滞なく名義変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第17条 甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らして はならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得な ければならない。

(個人情報の保護)

第 18 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、 必要に応じ甲、乙協議の上定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 20 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、 甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

委託者(甲) 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県 福島県知事 内堀 雅雄

受託者(乙)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の 権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に 使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。
 - 2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(目的外利用・提供の禁止)

第3 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を 契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 受注者は、発注者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律(平成15 年法律第57 号)及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

- 第5 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。
 - 2 受注者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。
 - 3 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

- 第6 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が 生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければな らない。
 - 2 受注者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

(調査監督等)

- 第7 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。
 - 2 受注者は、前項における報告について、発注者が定期的な報告を求める場合にはこれに 応じなければならない。

(指示)

第8 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託に伴う措置)

第9 受注者は、第5条に基づき個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(契約解除)

第 10 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者 が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の 違約金は契約書本文の定めるところによる。